

## News Release

### 「内部通報制度の整備状況に関する調査」2019年版を公表 通報件数は微増。不正の告発の受信実績が全通報中の10%未満の企業がおよそ8割。 複数窓口設定やリニエンシー制度導入、外部基準適用など、内部通報対応の高度化に課題

デロイトトーマツグループ(東京都千代田区、CEO:永田 高士)は、経営企画や、法務、総務、国際管理、内部監査等の部門に所属する企業担当者を対象に実施した、「内部通報制度の整備状況に関する調査」2019年版の結果を公表します。今回の調査は、上場企業322社を含む405社から有効回答を得ました。

#### 通報の性質により窓口を分けている企業は3割未満。

今回の調査では、96.3%の企業において内部通報窓口を設置していることに加え、海外拠点からの通報を受け付ける窓口の設置も41.7%と着実に進んでいることがわかりました。一方で、日本国内において通報件数は微増傾向にあるものの(図表1)、職場での人間関係等に起因する従業員の個人的な事案に関わる通報が大部分を占めており、不正に関する通報件数が1割未満の企業が全体の8割以上にのぼりました(そのうち不正に関する国内通報が0件の企業は66.1%)(図表2)。また、通報の性質により窓口を分けている企業は全体の24.9%にとどまりました。匿名が強く求められる内部通報制度を十分に機能させるという点では、不正と従業員の個人的な事案の通報窓口を明確に分けた対応が望まれます。

図表1 国内内部通報の件数



図表 2

国内と海外通報における不正告発の比率	2018	2019
国内通報の不正の告発0件と1割未満の合算	85.3%	80.8%
海外通報の不正の告発0件と1割未満の合算	78.7%	68.6%
国内内部通報の不正の告発が0件	73.3%	66.1%
海外内部通報の不正の告発が0件	60.2%	59.3%
通報の性質に応じた複数の窓口を設置	20.9%	24.9%

### 内部通報における外部窓口の状況

内部通報制度において法令違反等不正の早期発見・対応を行うには、不正が発覚した際に、企業をサポートする立場にある顧問弁護士では、通報者と企業の間で外部窓口としての中立性の保持に課題があると考えられています。しかし、今回の調査では外部窓口を顧問弁護士としている企業は 5 割強で昨年と同様に最多となっています。また、重篤な内部通報が社外取締役や社外監査役などの社外役員にエスカレーションされる仕組みがあれば不正をもみ消すことがより難しくなりますが、その比率は 3 割程度であることがわかりました(図表 3)。

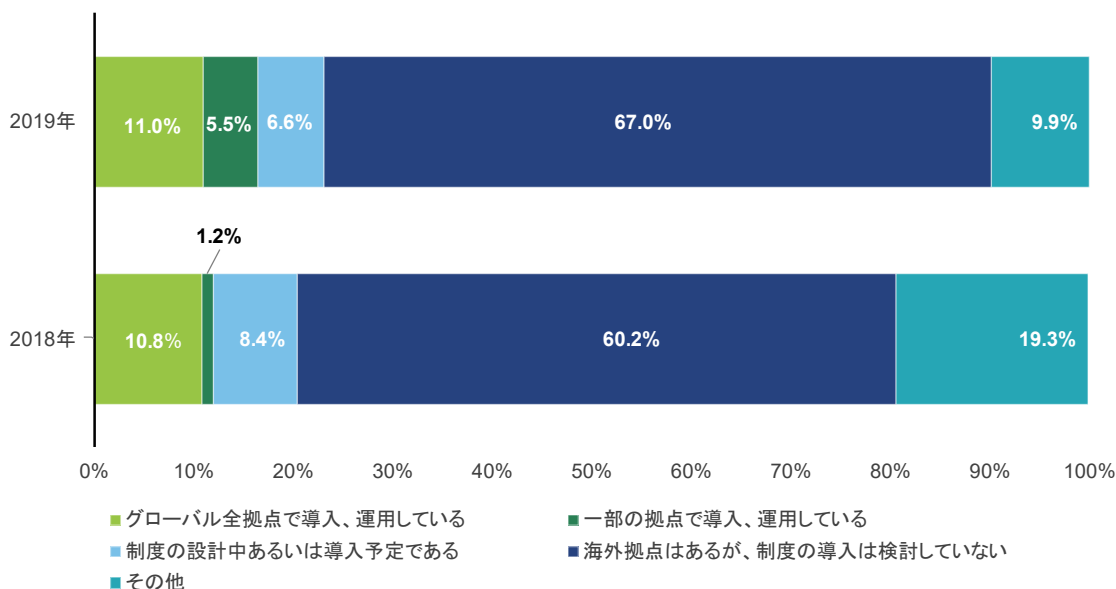
図表3

内部通報における外部窓口と重篤通報の対応機関	2018	2019
外部窓口として顧問弁護士を設定(最多)	53.6%	54.8%
重篤通報の対応機関として社外役員等を含む取締役会・委員会組織を設定	27.6%	30.0%

### グローバル内部通報制度におけるリニエンシー制度と報奨制度の導入状況および認証制度等への関心

海外拠点からの通報を受け付けるグローバル内部通報制度を構築・導入・運営する上で検討すべき課題として、リニエンシー制度(自ら不正を告発した者への懲罰の減免が検討される制度)および報奨制度(通報者への謝金や昇給等の付与が検討される制度)の導入があります。今回の調査では、海外進出企業でリニエンシー制度は「一部拠点での導入」や「制度の設計中・導入予定」まで含めると昨年度調査より微増の 13%となりました。実際に米国では行政が内部告発者に対して数十億円にも達する高額な報奨金を支給する事例が報告されており、また、日本国内においても司法取引制度の実例が発生しています。不正の主体者を許容することにつながるなどから、企業風土や文化に与えるマイナスの影響を懸念する声があるものの、企業としても社会情勢を見ながら必要性の検討が求められています。

図表4 グローバル内部通報制度におけるリエンシー導入制度の導入状況



また、内部通報制度を健全に維持していくためには、海外も含めた進出地域の法規制や商習慣等の環境変化に機敏に対応できる体制が必要であり、体制維持・向上のために社外基準への対応が有効です。WCMS 認証制度<sup>\*2</sup> や ISO37002<sup>\*3</sup> といった社外基準との比較は自組織の内部通報制度を客観視して、品質を改善していくことができる手段と考えますが、今回の調査で例えば ISO37002 の認知は約 3 割にとどまり、その関心の度合いの低さがわかりました(図表 5)。

\*2 WCMSとは、Whistleblowing Compliance Management Systemの略で、2019年2月に自己適合宣言登録の申請が開始された日本の内部通報制度の認証制度。

\*3 ISO37002とは、ISO/TC309「組織のガバナンス」のマネジメントスタンダードを策定する過程で内部通報制度に対する部分のみを独立した基準として策定することが決議され、現在審議中の内部通報制度のマネジメントスタンダード(認証用の基準ではない)。

図表5

設問と選択肢の要約		2019
WCMS	すでに登録済・申請済、準備中の合計	1.9%
公益通報者保護法	改正を検討する専門調査会の報告書を読んだ	17.3%
ISO37002	現在内部通報制度の規格がISOで検討されているということを知っている(そのうちの参照用基準であることを知っているは3%)	33.1%

調査概要

対象者	・デロイトトーマツグループ主催のセミナーに申し込んだ企業の担当者のうち、経営企画、総務、法務、内部監査、国際管理の部門に所属する方 ・デロイトトーマツリスクサービス株式会社の内部通報サービスの説明を依頼した企業の担当者
実施期間	2019年10月10日～11月8日
回答方法	Webアンケートフォームへの入力
有効回答数	405社

※資料中の数値は小数点第2位を四捨五入しているため、全体合計が100%にならない場合があります。

<報道機関の方からの問い合わせ先>  
デロイトトーマツグループ 広報担当 張  
Tel: 03-6213-3210 Email: [press-release@tohmatu.co.jp](mailto:press-release@tohmatu.co.jp)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツ コンサルティング 合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー 合同会社、デロイトトーマツ 税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトトーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 40 都市に 1 万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約 286,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com))をご覧ください。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited